

海幕厚生第4660号

昭和63年9月22日

改正 平成9年1月20日 海幕厚生第212号〔第1次改正〕
平成10年12月8日 海幕厚生第5736号〔第2次改正〕
平成12年3月28日 海幕厚生第1530号〔第3次改正〕
平成12年4月27日 海幕厚生第2193号〔第4次改正〕
平成13年3月26日 海幕厚生第1864号〔第5次改正〕
平成13年4月19日 海幕厚生第2450号〔第6次改正〕
平成13年7月3日 海幕厚生第4007号〔第7次改正〕
平成14年4月26日 海幕厚生第2428号〔第8次改正〕
平成18年3月27日 海幕厚第2089号〔第9次改正〕
平成18年4月3日 海幕厚第2322号〔第10次改正〕
平成18年8月1日 海幕厚第4958号〔第11次改正〕
平成19年1月9日 海幕厚第123号〔第12次改正〕
平成19年8月31日 海幕総第6096号〔防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う人事教育局関係通達等の整備について（通達）第33による改正〕
平成20年3月26日 海幕厚第2276号〔第13次改正〕
平成20年4月8日 海幕総第2656号〔防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達の整備等について（通達）第4による改正〕
平成21年7月31日 海幕総第6202号〔防衛省設置法等の一部を改正する法律等の施行等に伴う人事教育局関係通達等の整備等について（通達）第5による改正〕
平成21年7月31日 海幕厚第6213号〔第14次改正〕
平成27年11月27日 海幕総第1600号〔防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係通達（事務次官通達）の整備等について（通達）第15による改正〕
平成29年11月1日 海幕防第469号〔音響測定隊の編成に関する訓令の改正に伴う関連通達の一部変更について（通達）14項による改正〕
令和6年4月1日 海幕厚第82号〔第15次改正〕
令和7年3月24日 海幕厚第93号〔第16次改正〕

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長
殿

海 上 幕 僚 長
（ 公 印 省 略 ）

隊員のレクリエーションに関する実施要領について（通達）
標記について、別添によるほか、別紙のとおり実施されたい。

- 添付書類：1 別紙
2 防人厚第3576号（58. 7. 13）
3 人厚第3705号（59. 7. 11）

隊員のレクリエーションに関する細部実施要領

1 レクリエーションの実施単位等

レクリエーションの実施単位、実施者及び勤務時間内の実施に関する承認権者は、付表第1のとおりとする。

2 レクリエーションの実施等

(1) 実施者は、当該年度のレクリエーション行事实施計画を作成し、実施についてはその都度、日日命令等により、当該行事をレクリエーション行事として実施する旨を明記するものとする。

(2) 体育種目をレクリエーションとして実施する場合の基準は、付紙によるものとする。

3 共同して行うレクリエーションの実施等

実施者は、相互に共同して行うレクリエーション（以下「共同行事」という。）を実施する場合には、次により行うものとする。

(1) 他自衛隊等と共同行事を実施する場合の人事局長に対する実施要綱の通知は、海上幕僚長を経由して行うものとする。

(2) 海上自衛隊の2以上の部隊等の実施者が共同行事を実施する場合の実施要領は、次によるものとする。

ア 共同行事の代表者は、実施者間で協議して定める。

なお、代表者は、共同行事を運営するため、参加部隊等の隊員から選出された隊員で構成する運営委員会を置くことができる。

イ 共同行事を実施する経費を分担する場合は、協議により決定する。

ウ その他実施方法等の細部については、実施者間で協議して定める。

4 報告

レクリエーションの実施結果に関する報告要領は、付表第2のとおりとする。

レクリエーション実施に関する細部事項

1 レクリエーション実施上の基準

レクリエーション実施上の具備条件	レクリエーションとならない事項	備 考
(1) 社会通念上不健全であると認められる内容を含んでいないこと。 (2) 体力の消耗がはなはだしいものでないこと。 (3) 過度の競争心をあおるものでないこと。 (4) 隊員の一般的水準からみて、参加を希望する者はだれでも参加し得る程度の技術のものであること。	(1) 教育訓練として行われる競技会等 (2) 広報活動として行われる行事 (3) 部外者を参加させることにより行われる行事 (他の官公署と共同して行うレクリエーション行事を除く。) (4) 隊員の家族を参加させることにより行う行事 (5) 観光旅行等の行事 (6) 果実又は魚介類等の採取を目的とする行事（部隊等の近傍で行うものを除く。） (7) 飲酒等を伴う行事 (8) その他社会通念上、レクリエーションとして実施するにふさわしくない行事	(1) 実施に際しては、日命又は通達等により、レクリエーションである旨を明記する。 (2) 体育種目であっても、その目的が、レクリエーション実施上の具備条件を満足していれば、レクリエーションとして実施することができる。 (3) 勤務時間内に実施する場合は、承認権者の承認を得て、特別休暇として処理する。

2 体育実施上の基準

体育実施上の具備条件	体育実施上の留意事項	備 考
海上自衛隊における体育実施基準について（通達）（海幕教1第1947号。49. 4. 23）に規定されている次の要件を満足していること。 (1) 計画的、継続的に実施し、体力の維持向上に努めること。 (2) 日課、週課に折り込んで行うこと。 (3) 体育として認められている種目は、次のとおりである。 ア 必修種目 体操、水泳 イ 選択種目 陸上競技：疾走、持久走、高とび、幅とび、距離投げ 機械運動：跳躍運動、懸垂運動、転回運動、平均運動 球技：ラグビー、サッカー、ハンドボール、バスケットボール、バレーボール、野球（ソフトボールを含む。） 格技：柔道、剣道、すもう、銃剣道、空手、拳法、合気道、レスリング 障害通過運動、スキュー、アイスホッケー、漕艇（帆走を含む。） ウ その他の種目 球技：テニス、卓球、バドミントン、スケート、弓道	教育訓練の一環として行われる体育は、原則として自衛官が対象であり、事務官等は備考欄に示す例外を除いて参加することができない。	事務官等が体育を実施できる場合 (1) 自衛隊の学校等において教育訓練を受ける者 (2) 部隊等において体育の指導又は指導の補助を命ぜられている者 事務官等が上記以外で体育に参加し、負傷した場合は、公務災害の対象とならない。

付表第 1

実 施 単 位		実 施 者	承認権者
自衛艦隊	自衛艦隊司令部	自衛艦隊司令官	海上幕僚長
	特別警備隊	隊長	
	護衛艦隊	護衛艦隊司令部	自衛艦隊司令官
		護衛艦隊司令部	
		護衛艦隊司令部及び海上訓練指導隊群司令部	
		護衛隊、海上訓練指導隊、水上戦術開発指導隊、海上補給隊及び海上訓練支援隊	
		護衛艦、補給艦及び訓練支援艦	
		佐世保水上戦術開発指導分遣隊	
	航空集団	航空集団司令部	
		航空群司令部	
		航空隊、整備補給隊、標的機整備隊	
	潜水艦隊	航空基地隊、航空修理隊、航空管制隊及び機動施設隊	
		航空派遣隊及び航空分遣隊	
		潜水艦隊司令部	
		潜水隊群司令部	
		潜水隊、潜水艦基地隊及び潜水艦教育訓練隊	

潜水艦隊	潜水艦、潜水艦救難艦、練習潜水艦及び試験潜水艦	艦 長	自 衛 艦 隊 官 自 衛 艦 隊 司 令 官
	潜水艦教育訓練分遣隊	隊 長	
掃海隊群	掃海隊群司令部	群司令	
	掃海隊、輸送隊及び水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊	隊司令	
	掃海艦、掃海母艦及び輸送艦	艦 長	
	掃海艇	艇 長	
	呉水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊	隊 長	
艦隊情報群	艦隊情報群司令部	群司令	
	作戦情報隊及び電磁情報隊	隊司令	
	海洋業務・対潜支援群司令部	群司令	
海洋業務・対潜支援群	対潜資料隊、対潜評価隊、海洋観測隊及び音響測定隊（クルーを除く。）	隊司令	
	海洋観測所及び音響測定所	所 長	
	海洋観測艦、音響観測艦及び敷設艦	艦 長	
	音響測定隊クルー	クルー長	
	開発隊群司令部	群司令	
開発隊群	海上システム開発隊、技術評価開発隊及び航空プログラム開発隊	隊司令	
	試験艦	艦 長	

地 方 隊	地方総監部	地方総監	海上 幕 僚 長
	地区総監部	地区総監	
	掃海隊、基地隊、教育隊、警備隊、防備隊、ミサイル艇隊、基地業務隊及び衛生隊	隊司令	
	音楽隊、基地分遣隊及び基地業務分遣隊	隊 長	
	弾薬整備補給所、造修補給所、磁気測定所及び警備所	所 長	
	砕氷艦及び多用途支援艦	艦 長	
	掃海艇及び輸送艇	艇 長	
教育航空集団	教育航空集団司令部	教育航空集団司令部	海上 幕 僚 長
	教育航空群司令部	群司令	
	教育航空隊、整備補給隊及び航空基地隊	隊司令	
練 習 艦 隊	練習艦隊司令部	練習艦隊司令部	海上 幕 僚 長
	練習隊	隊司令	
	練習艦	艦 長	

その他の防衛 大臣直轄部隊	システム通信 隊群	システム通信隊群司令部	群司令	海上幕僚長
		システム通信隊、移動通信隊及び保全監査隊	隊司令	
		システム通信分遣隊及び船越保全監査分遣隊	隊長	
	海上自衛隊警務隊	警務隊本部	隊司令	
		地方警務隊及び警務分遣隊	隊長	
		海上自衛隊潜水医学実験隊	隊司令	
		東京音楽隊	隊長	
学	校	海上自衛隊中央業務会計隊	隊司令	海上幕僚長
		海上自衛隊幹部学校、海上自衛隊幹部候補生学校及び海上自衛隊各術科学校	校長	
		海上自衛隊補給本部	本部長	
補	部	海上自衛隊艦船補給処及び海上自衛隊航空補給処	処長	
		海上自衛隊航空補給処下総支処	支処長	
		海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院	病院長	
病	院			

レクリエーションの実施結果に関する報告要領

報告題名	報告期間	報告期限	報告先	部数	報告責任者 (実施者)	報告様式	備考
レクリエーション実施 結果報告書	年度	翌年度の4月15日	自衛艦隊司令官等	2	自衛艦隊司令官等の 隷下部隊の実施者	属紙様式	1 自衛艦隊司令官等とは、 自衛艦隊司令官、地方総監 及び教育航空集団司令官を いう。
					自衛艦隊司令官等		2 練習艦隊司令官等とは、 練習艦隊司令官、その他の 防衛大臣直轄部隊(付表第 1に示す当該部隊)の長、 校長及び病院長をいう。
		翌年度の4月20日	海上幕僚長	1	練習艦隊司令官等		3 実績がない場合は、属紙 様式による報告を省略でき る。

属紙様式

発簡番号
年 月 日

殿

部隊等の長

レクリエーションの実施結果報告書

区 分	レクリエーション の 名 称	実 施 日 時			実施 場 所	レクリエーション の 内 容		参 加 状 況			実施成果	承 認	
		月 日	開始 時間	終了 時間		特別休暇の 取扱いをし た隊員数	参加隊 員 数	特別休 暇の時 間 数	承認 文 書 番号	承認 年 月 日			
勤務時間内													
勤務時間外													

注：実施したレクリエーションの名称ごとに区分して作成すること。